

平成23年度（第6回）

串本町農業委員会定例会会議録

平成23年9月9日（金）

## 第6回 串本町農業委員会定例会会議録

日 時 平成23年9月9日(金)午後1時30分～

場 所 串本町文化センター2F A会議室

招 集 者 串本町農業委員会会長 岡田嘉治

議 事

第29号 農地法第2条の農地でない旨の証明願について

第30号 農地法第2条の農地でない旨の証明願について

第31号 農地法第5条の規定による許可申請について

その他

出席委員

1番	赤埴満夫	3番	岡田嘉治	4番	尾鷲壽夫	5番	垣本 保
6番	吉川きり子	7番	小山喜行	8番	坂田莞爾	9番	阪田洋好
10番	地當博巳	11番	芝崎憲年	12番	杉本正幸	13番	鈴木利朗
14番	竹田敏明	15番	角 是明	16番	中峰 聖	17番	中村省一
18番	西 謙讓	19番	西 豊	20番	東地寧司	21番	平崎茂樹

欠席者

2番 岩谷吉啓 22番 吉井孝夫

出席した職員

堀口・西野・白野

議長 皆さん、こんにちは。まだ見えておられない委員もおられますが、定刻になりましたので始めさせていただきます。はじめに、去る9月3日に、高知県に上陸しました台風12号により紀伊半島南部は非常に大きな災害を受けております。隣町的那智勝浦町では、行方不明の方と亡くなった方を合わせて39人というメディア放送がありました。亡くなった方々に対してお悔みを申し上げると共に心からご冥福を祈り、また被災された方々に心からお見舞いを申し上げ、一日も早く元の生活に戻れるようにお祈りしたいと思います。串本町におきましては、古田、岩渕、中湊、上田原地区等で、床上浸水が多数あり、道が崩落した場所もございます。が、亡くなった方や行方不明の方がおりませんので、それだけでもよかったです。串本町は昔から台風銀座という異名をとるほど台風がよく来た所で、これからもどんな大きな台風が来てこのような被害に遭うか分かりません。行政には的確な情報等を発信していただき我々町民も迅速に行動していただける事を願っています。

それではただいまから、平成23年度第6回定例会を開催いたします。本日の欠席届の出ている委員は、22番の吉井委員でございます。本日の署名委員は、6番の吉川委員、7番の小山委員を指名いたします。本日予定している議案は3件でございます。その他の方では、前回の定例会で案内しました農地形状変更届出についてを審議していただきたいと思いますのでよろしく申し上げます。議案第29号、農地法第2条の農地でない旨の証明願についてを議題と致します。事務局提案趣旨の説明をお願いします。

事務局 (議案書に従い朗読)

議長 それでは、現地調査報告をお願いします。

杉本委員 12番、杉本です。

議長 12番、杉本委員。

杉本委員 (担当委員の現地調査説明等)

議長 ありがとうございます。それでは、ただいまの事務局からの趣旨説明並びに現地調査報告に対する質疑等ありましたら伺います。ございませんか。

なしの声。

議 長 質疑がないようですので質疑を打ち切ります。お諮りいたします。議案第29号については原案どおり承認することに異議ございませんか。

異議なしの声。

議 長 異議なしの声多数につき、本案は承認可決されました。次にまいります。議案第30号、農地法第2条の農地でない旨の証明願についてを議題といたします。事務局、趣旨説明をお願いします。

事 務 局 (議案書に従い朗読)

議 長 続きまして、現地調査報告をお願いします。

阪 田 委 員 9番、阪田です。

議 長 9番、阪田委員。

阪 田 委 員 (担当委員の現地調査説明等)

議 長 ありがとうございます。それでは、事務局の趣旨説明並びに現地調査報告に対する質疑等ありませんか。

なしの声。

議 長 質疑がないようですので、お諮りいたします。本案について原案どおり承認することに異議ございませんか。

異議なしの声。

議 長 異議なしの声多数につき、本案は承認可決されました。次へまいります。議案第31号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局、提案趣旨の説明をお願いします。

事務局 (議案書に従い朗読)

議長 続きますので、現地調査報告をお願いします。

赤埴委員 1番、赤埴です。

議長 1番、赤埴委員。

赤埴委員 (担当委員の現地調査説明等)

議長 ありがとうございます。それでは、ただいまの事務局の説明並びに現地調査報告に対する質疑があれば伺います。質疑ございませんか。

なしの声。

議長 質疑がないようですので質疑を打ち切ります。お諮りいたします。本案について原案どおり承認することに異議ございませんか。

異議なしの声。

議長 異議なしの声多数につき、本案は承認可決されました。本日の議案は以上で終わります。続いて、その他の方に入ります、事務局。

事務局 農地の形状変更の届出という事で、最近の農地の形状変更について届出がなされているのか、そういう取扱いをきちっと決めたものを形にしておきたくて今回提案させていただきました。前回いただいた意見では、やっぱり必要であるやろうという意見をいただいていますので、こういう形で起用していきたいと思います。一応この条文について読み上げていきますので、その事についてご意見があればお願いします。  
(農地形状変更届出事務実施規程(案)に従って読み上げる)

議長 今事務局から読み上げて説明していただいた訳ですけど、この規程を制定するかについて審議して決めていきたいと思います。今の事務局の説明に対する質問がありましたら受けていきたいと思います。

東地委員 はい。

議 長 20番、東地委員。

東地委員 前回の時もこの話が出たんですけど、これを出す人と出さん人との罰則  
というか、農業委員会としてどこまでできるのか。それと今までに埋立てた  
のに届出してなかった人への扱いはどうするかって事やね。

事務局 違反転用があるっていう場合は、元に戻すよう指導ができます。この届  
出については、今日からの扱いになりますので、それ以前の部分について、  
どうこう言う事ではないと思います。既に形状変更されてあっても農地で  
あるという前提がありますので、もし農地でないと判断される状態になっ  
ている場合は、問題にさせていただいたらよいと思います。これからについ  
ては、この届出書があるんだから農業委員会へきちんと報告していただき  
ます。そうされない場合で違反転用というような形になっていけば、工事  
ストップするとか、そういうような話になります。形状変更届出規程を超  
えて、ほんまの法律の方に移ると思います。

議 長 よろしいですか。

東地委員 はい。

議 長 他にございませんか。

杉本委員 はい、杉本です。

議 長 12番、杉本委員。

杉本委員 これは、町条例にするんですか。それとも、農業委員会の条例にするん  
ですか。できたら、町条例にしてもらう方が、より取扱いし易いと思うん  
ですがね。

議 長 事務局。

事務局 これは農業委員会の中での事務の取扱いになります。

杉本委員 そうすると、ちょっと弱なるんと違うんかな。

事務局 これは、あくまで形状変更するという届出の取扱いなので、違反転用というような事になってきた時には、農地法の法律の取扱いになってきます。

杉本委員 ならば、これは要らないのでは。

事務局 この届出を出してもらって、そういうものを管理していく事は、農業委員会として必要な事やと思うんです。県の方とも話したんですが、これは委員さんが農地を把握していき易いための、一つに取扱いの手段という事になると思います。

議長 よろしいですか。

杉本委員 はい、分かりました。

議長 21番、平崎委員。

平崎委員 農地でなしに荒れてるような土地とか下がっているような土地を埋め立てるために形状を変更するのと違うかなっていう疑問もあるんですわ。実際に農地であって、その目的の通りに本当に使うのかと少し気になります。本来の農地を保護し振興させるという目的と違う事に使われるんじゃないかと気になります。いろんな2条や3条4条とかの話が出てくるけど、ほとんど別の目的に使うために、一応法律上を通す形をとっているけど、過去のいろんなやつを見てみたら実際には土地をちゃんとしてない。農地として放っていて実際は山やったりとか。売る時には、本来いうとこの農業振興とかは農地の保護という観点とは違う方向に行っていると感じてならん。これ簡単に言うたら農業委員会に書類を出して通ったら、もちろん近隣とのトラブルの問題も話し合いもできてたら問題はないと思うけど、本来と違う目的に使われるのと違うかなって気になるところがあります。それが、県下的にも皆同じような作っているのかな。

事務局長 規程の5条の所を見ていただいたら、工事が完了し作付けした時は工事完了報告書を出していただくと言う事で、埋立てして農地として作付けした時に写真を出して農業委員会に報告してもらい、農業委員会としたらその土地が農地として使われているのか確認する事までこれに義務付けています。埋立てたまままで放置しておけば、違反になってくるので取締りができると思

います。

議 長 よろしいですか。

平 崎 委 員 いや。埋立てするって言うた時に一応許可しとるのに、許可しといてからら、後で、それは違反してるから元に戻せってそういう話になるのか。違う形の形状変更になって、そのままもう通ったら通ったままでずっといくんと違うんかな。

事 務 局 長 許可を出す時は届出を審査しまして、埋立てた後の農地としての確認をしてから許可を出します。何もしなくて違反した場合はその方との話になってくると思います。今のままだったら、知らん間に埋立てられて分からない状態があったりするけど、この場合はどういう状態かって農業委員さんも事務局もそこに目が移りますんで、放置する土地ってのが少なくなってくると思います。

平 崎 委 員 やっぱり農地の形状変更の届出して、その書類が整っていれば、それから監督する場合は、やっぱり放っておいてしまい、本来いうとこの第1条の目的とは違う方向に、そこまで詰めとけばね、当該地区の農業委員が監視したり、形状はどうなのか、実際に農地を作ってるか確認とか、そこらの監督がきちんとしたものができんかな。

事 務 局 監督する者ができるんですかねという事ではなしに、形状変更というのは作付けが終わった時が最終の所なので、作付けもされずに埋立てで終わってしまった時には違反転用やないかって事で、地区の農業委員さんが対応を考えていく事の問題提起をしてもらったらいと思います。

議 長 規程というのは、法的に守られている訳ではないので、言い方は悪いですが、ないよりあった方がいいやろうという程度に考えた方がいいと思います。先ほど事務局からも説明しましたように、農業委員には自分の担当地区をちゃんと知っておいてもらうのが基本であります。従って、年に2～3回は担当地区を自分の責任において回ってもらって、違反転用はないかなど把握してもらうのが基本なんです。そういう所から言うても、こういう届出しておいた方が農業委員の皆さんが、こういった事を把握する意味でもいいんじゃないかと思います。他の市町村はやっていますが串本はないんですから、今回決めておくのもいいと思います。他に、5条の地目



変更なんかする場合に、例えば車庫を建てると申請したのに何年経っても建たないという事がよくあり、こういう時は県の方から文書で進捗状況の報告をもらったりします。規程ですので、その程度に考えてもらえたらいいと思います。

坂田委員 はい。

議長 8番、坂田委員。

坂田委員 この説明を聞いていると、農業委員が指導しやすくなると捉えたらいいんじゃないですか。埋立てと客土は違うから、埋立てやなし客土はかまんのやね。今回みたいな災害の時とかは問題意識するんじゃないしに、我々農業委員がこういう規程があると注意し易くなると認識したらいいと思います。あんまり警察官みたいにするとね、農業委員は警察官じゃないしね。そういうことでやっていかないと、なんかギスギスしてしまうと思います。

事務局長 そうだと思います。こういう規程ができてると農業委員さんも指導し易いですし、これを出してもらおう事で、隣接のトラブルも回避できますし、そういう事で考えていただいたらと思います。

議長 それでは、地當委員。

地當委員 この規程というのは、あくまでも串本町農業委員の規程となってきますよね。ですから他の所では通らない。そしてもう一つは、絶対耕作目的であるという事ですね。仮に2条の土地にこの埋立てをして、耕作しない場合はどうなるんですか。

事務局 そもそも2条は農地でないので…。

議長 2条が承認された場合はもう非農地ですので…。それでよろしいですか。

地當委員 はい。

議長 20番、東地委員。

東地委員 今この話聞きやったら、今までに2条で出てきたものとの兼ね合いって

いうのを、僕は不安に思います。現実には2条で出てきて家建っていても通せまして、本来農業委員会は農地を管理せなあかんの、今まで管理できてなかった農業委員会の管理不足を、規約つける事によって、益々負担が出てくるように思います。

坂田委員 逆にしやすいじゃないんですか。

事務局長 届出してもらったら農業委員さんに情報提供しますんで、農業委員さんに自分の地区の状態を分かってもらえていいと思います。

東地委員 という事になってくると、今まで規程ないままに埋立てしてきた土地を農地にするよう指導できてなかったのに、この規程ができた途端に、出していない人には言えんと、出した人には言うってね、農業委員会として、これものすごく難しいと思います。同じように「農地として耕作してください」って言えるならいいけど、現実には古田に何箇所か農地として使っていない所あるますしね。

事務局 こういう決まり事っていうのは、どっかで始まりがあって、それ以前とそれ以降がある訳で、こういう取扱いでいくとなった日以降は、そういう声掛けはして行ってほしいと思うんです。それまでに埋立ててしまっている農地がある場合は、農業委員会では農地であるという状況にあると判断してあると思うんです。

東地委員 そこらがね、両方から言われた時に、農業委員としてどう説明したらいいか非常に難しいと思います。「あんたそこは書類出てるから言いますよ」「こっちは以前からやから言いませんよ」そう言うんかいね。

事務局 「埋めてあるんやったら、何か作ってくださいね」っていう事になってくると思うんですけど、「作れないんです」となってくると、それはそこまでだと思います。ただ、これ以降からについては「耕作します」っていう本人からの届出がありますんでね。

議長 よろしいですか。

東地委員 はい。

議 長 18番、西委員。

西(謙)委員 これは以前から、農地法で形状変更とか農地の上に廃材や残土置いたりとかは、農業委員会に届ける、許可を得るっていうのがあったのに、なぜ今になってこんなん決めるんかな。

事 務 局 農地法の規程の取扱いを作るために、様式や流れを決めておく実施規程という事で用意させていただきました。

西(謙)委員 分かりました。

議 長 それでは、7番、小山委員。

小 山 委 員 届出の手続きは個人が行う場合に該当しますよね。例えば、県や国の公共事業で残土を置くのは該当しないのでしょうか。県や国は許可いらぬはずやよね。

事 務 局 公共事業の施工に伴う廃土処理に伴う承認申出書っていうのがあって、公共事業の施工業者が、農業委員会に対して、ここの部分をこの事業で埋めますよっていう届出を出してもらいます。今後そういう所があるんなら、町や県に対し出してもらおうよう話をしたらいいと思います。

小 山 委 員 現状は道やけど地目は農地のままで残ってしまっているケースもよくありますけどね。

事 務 局 町の公共事業について建設課や産業振興課などには、工事絡みで埋めてしまう話があれば、例えば、この規程も、町道に土地を譲ってくれるから埋めてほしいっていう話があり、それなら農地の所有者からこれを出してもらうために用意した経過もあります。それとは関係なしに、余った土地を売ってもらうとなった時は、町の関係課には、公共事業絡みでこういうのがあんなら、これを必ず農業委員に届出ってもらうよう指導していきます。

議 長 よろしいですか。

小 山 委 員 はい。

議 長 他に。

西(謙)委員 はい。

議 長 18番、西委員。

西(謙)委員 ちょっと確認とつときたいんやけどね、農地の上に重機を長いこと置くとか、廃車した車や資材・廃材を置くとか、そういった許可の用紙とか別にあるんですか。あれはおそらく許可の対象になってくると思うんやけどね。

議 長 事務局。

事 務 局 まず、長期にするなら4条の届出を出してもらう話になってくると思います。それから、県の健康福祉部衛生環境課の関係で、産業廃棄物一時保管の届出というのがあって、そういう形での話になってきます。

西(謙)委員 それは、農地でも適用になるんやね。

事 務 局 そうです。

事 務 局 長 大工さんら家壊して、そういう所に放置しとく場合は産業廃棄物の法律に抵触してきますんでね。

議 長 よろしいですか。

西(謙)委員 はい。えらい勉強不足でした。

議 長 他にございませんか。質疑等なければ、皆さんにお諮りしたいと思います。それでは、農地形状変更届出事務実施規程について審議していただい訳ですかど、原案どおりこれを承認する事に異議ございませんか。

異議なしの声。

議 長 異議のなしの声多数につき、本案は原案どおり承認可決されました。従って本日付けをもって、この規程が有効となりますのでよろしくお願ひします。それでは、その他に何かございません。

(耕作放棄地の増加に関する意見交換)

(今後の有害駆除活動に関する意見交換)

議 長 皆さんからたくさん意見をいただきましたので、この件については、この辺で終わりたいと思います。他に何かございませんか。それでは、本日の会議を終えたいと思います。ありがとうございました。

15時35分、定例会終了。